

埼玉県における指定日発効の影響について

令和8年度賃上げ等に関するアンケート（全国商工会連合会：令和8年5月1日～5月31日実施）にデータを提供した県内85社の発効日に関する影響回答は以下のとおり。

1. 回答事業者の属性（85社）

①正規従業員数

	①0人	②1人～2人	③3人～5人	④6人～10人	⑤11人～20人	⑥21人～35人	⑦36人～50人	⑧51人～100人	⑨101人以上	合計
合計	13	27	21	9	6	5	2	1	1	85
比率	15.30%	31.80%	24.70%	10.60%	7.10%	5.90%	2.40%	1.20%	1.20%	100%

②業種

	①製造業	②建設業	③卸売業	④小売業	⑤サービス業	⑥その他	合計
合計	22	22	3	6	29	3	85
比率	25.88%	25.88%	3.53%	7.06%	34.12%	3.53%	100.00%

③資本金

	①個人	法人						合計
		②500万円未満	③500～1,000万円未満	④1,000～3,000万円未満	⑤3,000～5,000万円未満	⑥5,000～1億円未満	⑦1億円以上	
合計	20	29	15	17	4	0	0	85
比率	23.50%	34.10%	17.60%	20%	4.70%	0%	0%	100%

④正規従業員に対する最低賃金引き上げへの対応

	①0人	②1人～2人	③3人～5人	④6人～10人	⑤11人～20人	⑥21人～35人	⑦36人～50人	⑧51人～100人	⑨101人以上	合計
①最低賃金を下回る従業員が在籍していたため、最低賃金額まで賃金を引き上げた	2	2	3	1	1	2	0	0	1	12
②最低賃金を下回る従業員が在籍していたため、最低賃金額を超えて賃金を引き上げた	2	0	2	3	1	1	0	0	0	9
③最低賃金を下回る従業員は在籍していなかったの で、賃金の引き上げは行っていない	3	23	8	1	2	1	1	1	0	40
④最低賃金を下回る従業員は在籍していなかったが、 最低賃金の改定にあわせて賃金を引き上げた	6	2	8	4	2	1	1	0	0	24
合計	13	27	21	9	6	5	2	1	1	85
比率	15.30%	31.80%	24.70%	10.60%	7.10%	5.90%	2.40%	1.20%	1.20%	100%

2. 最低賃金の発効日について、適当と考える時期について（21社）

①正規従業員数別

	①0人	②1人～2人	③3人～5人	④6人～10人	⑤11人～20人	⑥21人～35人	⑦36人～50人	⑧51人～100人	⑨101人以上	合計	比率
①10月（R6年度までの最短発効日のイメージ）	3	1	1	0	1	1	0	0	1	8	38.10%
②11月（R6に比べ1か月程度準備期間が確保できる）	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3	14.30%
③12月（R6に比べ2か月程度準備期間が確保できる）	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4.80%
④1月（年初に発効するイメージ。R6に比べ3か月程度準備期間が確保できる）	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3	14.30%
⑤2月（答申の後約半年の準備期間が確保できる）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
⑥3月（最大限の準備期間が確保できる）	0	0	2	3	0	1	0	0	0	6	28.60%
合計	4	2	5	4	2	3	0	0	1	21	100%

②業種別

	①製造業	②建設業	③卸売業	④小売業	⑤サービス業	⑥その他	合計	比率
①10月（R6年度までの最短発効日のイメージ）	1	1	1	0	5	0	8	38.10%
②11月（R6に比べ2か月程度準備期間が確保できる）	1	1	0	0	1	0	3	14.30%
③12月（R6に比べ2か月程度準備期間が確保できる）	0	1	0	0	0	0	1	4.80%
④1月（年初に発効するイメージ。R6に比べ3か月程度準備期間が確保できる）	1	0	0	0	2	0	3	14.30%
⑤2月（答申の後約半年の準備期間が確保できる）	0	0	0	0	0	0	0	0%
⑥3月（最大限の準備期間が確保できる）	1	2	0	0	2	1	6	28.60%
合計	4	5	1	0	10	1	21	100%

③資本金別

	①個人	法人						合計	比率
		②500万円未満	③500～1,000万円未満	④1,000～3,000万円未満	⑤3,000～5,000万円未満	⑥5,000～1億円未満	⑦1億円以上		
①10月（R6年度までの最短発効日のイメージ）	3	1	1	2	1	0	0	8	38.10%
②11月（R6に比べ1か月程度準備期間が確保できる）	1	0	1	1	0	0	0	3	14.30%
③12月（R6に比べ2か月程度準備期間が確保できる）	0	1	0	0	0	0	0	1	4.80%
④1月（年初に発効するイメージ。R6に比べ3か月程度準備期間が確保できる）	1	0	0	2	0	0	0	3	14.30%
⑤2月（答申の後約半年の準備期間が確保できる）	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
⑥3月（最大限の準備期間が確保できる）	1	3	1	0	1	0	0	6	28.60%
合計	6	5	3	5	2	0	0	21	100%

3. 最低賃金の発効日について、適当と考える時期を選んだ理由（31社）

①正規従業員数別

	①0人	②1人～2人	③3人～5人	④6人～10人	⑤11人～20人	⑥21人～35人	⑦36人～50人	⑧51人～100人	⑨101人以上	合計	比率
①引き上げ幅が大きくなってきており相応の準備期間が必要	3	0	2	2	1	0	0	0	0	8	25.80%
②支払原資の価格転嫁のための準備期間が必要	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	6.50%
③賃金テーブルの見直しに準備期間が必要	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	9.70%
④就業調整への対応のため準備期間が必要	1	0	1	1	0	1	0	0	0	4	12.90%
⑤給与計算の締め日に合わせて改定したいため準備期間が必要	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3	9.70%
⑥補助金・助成金の申請のための準備があるため準備期間が必要	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	6.50%
⑦地域間格差がでるため早い適用が望ましい	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3.20%
⑧改定された賃金を従業員に届けるため早い適用が望ましい	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3	9.70%
⑨引き上げを想定して準備をしているので早く適用されても問題はない	1	1	1	0	0	0	0	0	1	4	12.90%
⑩その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3.20%
合計	6	2	7	5	5	4	0	0	2	31	100%

②業種別

業種	①製造業	②建設業	③卸売業	④小売業	⑤サービス業	⑥その他	合計	比率
①引き上げ幅が大きくなってきており相応の準備期間が必要	2	1	0	0	4	1	8	25.80%
②支払原資の価格転嫁のための準備期間が必要	0	1	0	0	1	0	2	6.50%
③賃金テーブルの見直しに準備期間が必要	1	1	1	0	0	0	3	9.70%
④就業調整への対応のため準備期間が必要	0	1	0	0	2	1	4	12.90%
⑤給与計算の締め日に合わせて改定したいため準備期間が必要	0	0	1	0	2	0	3	9.70%
⑥補助金・助成金の申請のための準備があるため準備期間が必要	0	1	0	0	0	1	2	6.50%
⑦地域間格差がでるため早い適用が望ましい	1	0	0	0	0	0	1	3.20%
⑧改定された賃金を従業員に届けるため早い適用が望ましい	1	1	0	0	1	0	3	9.70%
⑨引き上げを想定して準備をしているので早く適用されても問題はない	1	0	0	0	3	0	4	12.90%
⑩その他	1	0	0	0	0	0	1	3.20%
合計	7	6	2	0	13	3	31	100%

③資本金別

	①個人	法人						合計	比率
		②500万円未満	③500～1,000万円未満	④1,000～3,000万円未満	⑤3,000～5,000万円未満	⑥5,000～1億円未満	⑦1億円以上		
①引き上げ幅が大きくなってきており相応の準備期間が必要	3	2	1	2	0	0	0	8	25.80%
②支払原資の価格転嫁のための準備期間が必要	0	2	0	0	0	0	0	2	6.50%
③賃金テーブルの見直しに準備期間が必要	0	0	0	2	1	0	0	3	9.70%
④就業調整への対応のため準備期間が必要	1	2	0	0	1	0	0	4	12.90%
⑤給与計算の締め日に合わせて改定したいため準備期間が必要	1	0	1	1	0	0	0	3	9.70%
⑥補助金・助成金の申請のための準備があるため準備期間が必要	0	1	1	0	0	0	0	2	6.50%
⑦地域間格差がでるため早い適用が望ましい	0	0	0	1	0	0	0	1	3.20%
⑧改定された賃金を従業員に届けるため早い適用が望ましい	1	0	0	1	1	0	0	3	9.70%
⑨引き上げを想定して準備をしているので早く適用されても問題はない	2	1	0	0	1	0	0	4	12.90%
⑩その他	0	0	0	1	0	0	0	1	3.20%
合計	8	8	3	8	4	0	0	31	100%